

社会福祉法人平成会次世代育成支援対策
一般事業主行動計画 《第4期》

社会福祉法人平成会は、次世代育成対策推進法の趣旨に則り、法人に勤める職員すべてが仕事と子育てを両立することができ、また、働きやすい環境を構築することにより、職員の持つ能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5カ年

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく、育児休業制度等の周知を改めて行い、制度の普及を図る。

<対策>

○令和6年4月～ 育児・介護休業法に基づく、育児休業等を定めた、「育児休業等に関する規程」を改めて周知し、育児休業、育児のための就業条件の緩和、子の看護休暇及び育児短時間勤務の普及を図る

目標2：令和11年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間14日以上とする。

<対策>

○令和6年4月～ 令和5年度時点の年次有給休暇の取得日数は、1人当たり平均年間12.3日であったことから、さらに、取得促進のため、各種会議等において周知し、令和11年3月までに、1人当たり平均年間14日以上の取得を目指す

目標3：令和11年3月までに、所定外労働を削減するため、各自で、ノー残業デーを定め、実施する。

<対策>

○令和6年4月～ 所定外労働時間の状況把握を行う

○令和7年4月～ 各自で、ノー残業デーを定め、所定外労働の削減を図る

社会福祉法人平成会 次世代育成支援対策
「一般事業主行動計画（第4期）」の策定について

（お 知 ら せ）

次世代育成支援対策法の規定に基づき、令和6年度から令和11年度を期間とする5か年間の標記行動計画《第4期》を、別記のとおり策定し実施するとともに、以後5年おきに見直し、職員が仕事と家庭の両立を図りながら子育てをしつつ、当法人において永く働くことができる職場環境づくりに努めるものとする。

令和6年4月1日

社会福祉法人 平成会
理事長 安 道 光 二